

基山町まちづくり提案書

基山町まちづくり基本条例第16五条の規定に基づき下記の通り提案します。

提案月日	平成27年 10月 21日	
提案件名	第13区を明るくする『街路灯の増設』の件	
提案者	住所又は所在地	電話
	氏名又は名称	( )
	※提案者が基山町の住民でない場合は、勤務先又は通学先も記入してください	
	提案者の公表に当たり、住所、氏名及び連絡先を希望しますか 希望する 一部希望する ( ) <u>希望しない</u>	
	未成年者が氏名当を公表する場合は、法定代理人の承諾が必要です	
提案の概要	<p>13 区の区長や安全なまちづくり推進委員は事故や犯罪を未然に防ぐための防犯灯(区内の主要な道路)及び街路灯(区内の必要な個所)を定期的に巡回し、見守り点検を行っています。防犯灯の故障時は役場へ連絡して対処し、街路灯は区の費用で早急に復旧に努めています。</p> <p>今回増設を申請する防犯灯及び街路灯は、住民の安全のために照明が必要と認められ、運営委員会で住民から要望された場所です。</p> <p>一つ目は、別紙に示していますがA地点、国道三号線から本桜団地へ向う町道から右折する所。夜間に分譲へ右折する際、登り坂も影響し、対向車がある場合には幻惑現象が起きて、人がいるのが見えないで右折し、事故寸前に回避した経験を持つ住民が多くいます。右折時の事故を未然に防止するための街路灯の設置です。右折後の場所すなわち、掲示板付近が明るければ幻惑に惑わされなくなりますし、人がいるのも確認できます。</p> <p>桜の木も視界を妨害する一つの要因にもなっていますし、定期的な伐採も必要になります。また中学生の下校時間が遅い冬季には真っ暗な状態で、女子中学生たちも危険な場所として怖がっています。このような理由から街路灯を新設するに十分な条件であると考えられます。</p> <p>二つ目はB地点、通称へび道ですが、夜間には暗くて子ども達も怖がっていますし、へびや小動物にも遭遇します。痴漢の情報もしばしばありますが犯罪的な事件に至っていない点では、幸いしています。周囲が明るければ何者かを判断が付きませんが、道路が暗いから一層恐怖心を強く感じられ、なお危険が増加します。</p> <p>三つ目のC地点は、<span style="float: right;">現在はドリンクの自販機</span> があるため明るいのですが、これがなくなれば公民館へ向かう道路はかなり暗く感じられます。神の浦へつながる重要な町道路ですから通行の安全のためにも防犯灯に該当するでしょう。また、道路の両端は深い側溝が両側にあり、これにはまったら非常に危険ですし早目のバリアフリー化も望まれます。</p> <p>明るい13区を目指す運営委員会からの提案です。</p>	

<p>提案の背景</p>	<p>一つ目の場所A地点は、重大な交通事故が起きる条件が揃っていることは明確であり、事故が起きてからの対処では身も蓋もありません。かなり多くの住民が経験している証言ですから、要望事項として申請に値する場所であると判断します。また、出来るだけ明るい電燈を掲示板付近に低めの位置に取りつけたいと考えています。</p> <p>二つ目のB地点のへび道は、前述の小動物や毒虫対策だけでなく、痴漢の出没もうわさされる場所です。13区としては必要な生活道路で、夜間は子ども一人では通れない道路になってしまっは困ります。</p> <p>三つ目のC地点は安永さん宅の曲がり角、検討して頂きたいと存じます。道路の両端は側溝があり、通行時の危険性は増加します。</p>
<p>提案の課題</p>	<p>区の予算で全てをまかなうことは、前もって長期的な計画が必要になり、危険防止のためには早急に新設する必要があります。町の支援を受け早急に危険な場所を取り除くためには重要な提案です。</p>
<p>目標設定</p>	<p>事故の無い明るい町、安全な町づくりを推進していくための基本条件です。出来るだけ早期に街路灯用ポールを作成して頂き、夜間も明るい13区にしたいと願う次第です。</p>
<p>提案内容</p>	<p>第一番目の個所は、3号線から分譲や町営住宅に帰る北本桜1～5丁目の住民及び本桜5丁目から8丁目（最大155軒は利用しているが、夜は危険なため迂回している人が多いと考えられる）。</p> <p>二番目のへび道は通学道路であり、町営住宅、県営住宅、分譲の生活道路になっていて、13区の多くの方が夜間も利用しています。</p> <p>三番目は、公民館への道路で集会などは夜間に多く、夜間の場合は、道路の両側にある側溝には蓋もなく、大怪我の基にもなる危険な個所になる恐れがある場所です。</p> <p>今後、運営委員会などで防犯灯及び街路灯で問題などがあれば、今後の課題として、取りあえず必要な地点だけをお願いする次第です。</p> <p>※ 提案内容は、どの地域のどの対象者に対し、どのような体制で、どれだけの期間、どのような事業を実施するのか、任務分担、見込費用、持続可能か等を詳しく提案してください。</p>
<p>※ 提案書に記載された事項のうち、提案者欄以外は公表されます。</p>	